

## 地方独立行政法人北九州市立病院機構業務方法書

平成31年4月1日

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、同条第2項に規定する事項を定め、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

#### (業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により北九州市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構定款（以下「定款」という。）第18条に規定する業務（以下「業務」という。）の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

### 第2章 業務の方法

#### (病院等の設置及び運営)

第3条 法人は、地域の医療機関との役割分担と連携の下、北九州市の医療施策として求められる医療の提供、医療に関する調査及び研究、医療に従事する者の育成等の業務を行うことにより、医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与するため、定款第17条に定める病院等を設置し、これを運営するもの。

#### (法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者の育成を行うこと。
- (4) 前3号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。
- (5) 看護師養成所の運営を行うこと。

2 法人は、前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診断又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外からの者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

### 第3章 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

#### (内部統制に関する基本方針)

第5条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法又は他の法令、北九州市の条例若しくは規則又は法人の定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

#### (役職員の倫理等に関する事項)

第6条 法人は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(役員会の設置及び役員の分掌に関する事項)

第7条 法人は、役員会の設置及び役員の分掌に関する規程等を整備する。

(中期計画の策定及び評価に関する事項)

第8条 法人は、中期計画等の策定及び評価に関して、適切に実施するための体制を整備するものとする。

(内部統制の推進に関する事項)

第9条 法人は、内部統制を推進するため、役員を構成員とする内部統制推進体制を整備するとともに、内部統制に関する規程等を整備するものとする。

(情報システム、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第10条 法人は、情報システム、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

第11条 法人は、監事及び監事監査に関する規程等を整備するものとする。

(内部監査に関する事項)

第12条 法人は、内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報、外部通報に関する事項)

第13条 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。

(入札・契約に関する事項)

第14条 法人は、入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。

(予算の適正な配分に関する事項)

第15条 法人は、予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を予算の配分に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第16条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、情報公開に関する規程等を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第17条 法人は、職員の人事管理方針に関する規程等を整備するものとする。

(研究開発業務に関する事項)

第18条 法人は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関する体制を整備するものとする。

#### 第4章 業務の委託等

(業務の委託)

第19条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより、効率的にその業務を遂行することができると思われる場合は、業務の一部を委託することができる。

(契約の委託)

第20条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第21条 法人は、売買、賃貸、請負その他の契約を締結する場合において、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

第5章 雑則

(規程への委任)

第22条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

付 則

(施行時期)

- 1 この業務方法書は、北九州市長の認可があった日から施行する。